

平成 23 年 改 正 法 対 応

**発明の新規性喪失の例外規定についての
Q & A集**

平成 23 年 9 月

平成 26 年 3 月 改訂

平成 27 年 9 月 改訂

特許庁

Q & A集の利用にあたって

「平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集」(以下、「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」といいます) は、「平成 23 年改正法対応・発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」(以下、「平成 23 年改正法対応手引き」といいます) に関する質問や、特許法第 30 条の発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける際の手続全般にわたってよくお寄せいただく質問をとりまとめ、それぞれの質問に対する回答を示したものです。

「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」においては、平成 23 年改正後の特許法第 30 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項について、単に「第 1 項」「第 2 項」及び「第 3 項」ということがあります。

「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」は、「特許等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 63 号）」により改正された特許法第 30 条（新 30 条）に対応するものです。新 30 条の適用される出願をするにあたって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続を行う際には、「平成 23 年改正法対応手引き」とともに、「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」も必要に応じて参照してください。

なお、問合せの多い質問に関して、「平成 23 年改正法対応 Q & A 集」は平成 23 年 9 月に公表された後、平成 26 年 3 月に内容を拡充するための改訂を行っています。また、平成 27 年 9 月の特許・実用新案審査基準及び特許・実用新案審査ハンドブックの改訂に伴う形式的な改訂を行っています。

新 30 条の適用されない出願については、平成 18 年 10 月に公表され、平成 22 年 3 月及び平成 26 年 3 月に改訂された「発明の新規性喪失の例外規定についての Q & A 集」をご利用ください。

<Q & A集の内容に関する問い合わせ>
特許庁審査第一部調整課審査基準室
電話：03-3581-1101 内線3112
E-mail：PA2A10@jpo.go.jp

目次

1. 平成 23 年改正の発明の新規性喪失の例外規定について.....	- 1 -
1. (1) 発明の新規性喪失の例外規定及び「平成 23 年改正法対応手引き」全般に関する Q & A	- 1 -
Q1-a : 「平成 23 年改正法対応手引き」を公表した理由は何ですか？	- 1 -
Q1-b : 「平成 23 年改正法対応手引き」は、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」と主にどのような点で異なるのですか？	- 1 -
Q1-c : 平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大されたとのことですが、具体的にはどのようなものが新たに対象となったのですか？	- 1 -
1. (2) 「平成 23 年改正法対応手引き」公表前の運用に関する Q & A	- 1 -
Q1-d : 「平成 23 年改正法対応手引き」の公表前に認められていた従来からの証明書は、今後も「証明する書面」として認められるのですか？	- 1 -
Q1-e : 書面 B (客観的証拠資料や第三者の証明書) のみで発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？	- 1 -
Q1-f : 平成 23 年改正後の特許法第 30 条の適用対象とはならない特許出願について、改正前の特許法第 30 条第 1 項 (又は第 3 項) の規定の適用を申請しました。平成 22 年 3 月に改訂された「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」に記載の一定の書式に従って、出願日から 30 日以内に書面 A (出願人による証明書) を提出しましたが、書面 B (客観的資料や第三者の証明書等) は出願日から 30 日以内に提出しませんでした。出願日から 30 日経過した後でも書面 B (客観的証拠資料や第三者の証明書) を提出することはできますか？	- 2 -
1. (3) 適用対象についての Q & A	- 2 -
Q1-g : 特許公報等 (特許公報、実用新案登録公報、意匠登録公報、商標登録公報等) に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？ ..	- 2 -
Q1-h : 発明を刊行物に発表したものの公開者名が掲載されなかった場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 2 -
Q1-i : 発明が海外のテレビで放送された場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？	- 2 -
Q1-j : 海外における発明の新規性喪失の例外に関する取扱いについて教えてください。 ..	- 3 -
2. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件	- 3 -
2. (1) 手続的要件全般に関する Q & A	- 3 -
Q2-a : 第 2 項の規定の適用を受けるにあたって、「平成 23 年改正法対応手引き」どおりに手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？	- 3 -
Q2-b : 一の公開について複数の特許出願で発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける	

ことはできますか？	- 4 -
Q2-c : 「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？	- 4 -
2. (2) 「権利者の行為に起因して公開された発明の公開日から 6 月以内に特許出願すること」（「平成 23 年改正法対応手引き」の 2. の(a)）に関する Q & A	- 5 -
Q2-d : 発明の公開の日は証明できないのですが、公開の月なら証明できる場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 5 -
Q2-e : 発明が複数日にわたって放送されたテレビ番組で公開されたものの、いずれの日に放送されたか不明である場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 5 -
Q2-f : ある発明について特許出願を考えていたのですが、発明を公開した刊行物の奥付に記載されている発行日から 6 月が経過してしまいました。しかしながら、発行所に確認したところ、実際に刊行物が発行された日は、奥付に記載されている発行日より後だったとのことです。現在、実際の発行日からであれば 6 月以内なのですが、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるでしょうか？	- 5 -
2. (3) 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」（「平成 23 年改正法対応手引き 2. の(b)」）に関する Q & A ..	- 5 -
Q2-g : 特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しましたが、特記事項の補正により追加は可能でしょうか？	- 5 -
Q2-h : 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に発明がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？	- 6 -
2. (4) 「特許出願の日から 30 日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」（「平成 23 年改正法対応手引き」の 2. の(c)）に関する Q & A ..	- 6 -
Q2-i : 提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？	- 6 -
Q2-j : 「証明する書面」を特許出願の日から 30 日経過後に提出したらどのように扱われるのでしょうか？	- 6 -
Q2-k : 「証明する書面」の提出がその期限に間に合わない場合、上申書等により提出時期を延長してもらうことはできますか？	- 6 -
Q2-l : 添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？	- 7 -
3. 第 3 項に規定された「証明する書面」について	- 7 -
3. (1) 「証明する書面」全般に関する Q & A ..	- 7 -

Q3-a : 「証明する書面」についての考え方が、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」における考え方から、「平成 23 年改正法対応手引き」における考え方へ変更された理由は何ですか？	- 7 -
Q3-b : 「証明する書面」等の記載内容が「平成 23 年改正法対応手引き」に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？	- 7 -
3. (2) 「証明する書面」の作成に関する Q & A	- 7 -
Q3-c : 公開態様が「平成 23 年改正法対応手引き」のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？	- 7 -
Q3-d : 出願人が法人の場合、「証明する書面」に押す印鑑は誰の印鑑とするべきでしょうか？	- 7 -
Q3-e : 出願人が在外者の場合、「証明する書面」への記名押印に代えて署名（サイン）をしてもよいでしょうか？	- 7 -
Q3-f : 「証明する書面」は、記名押印又は署名（サイン）をした原本ではなく、そのコピーの提出でも認められますか？	- 8 -
Q3-g : 「証明する書面」が複数枚にわたる場合、両面印刷したものを持出しても問題ないでしょうか？	- 8 -
Q3-h : 「証明する書面」において、公開された発明の発明者、発明の公開の原因となる行為時又は公開時の特許を受ける権利を有する者、特許出願人及び公開者の住所（居所）を記載する場合は、いつの時点の住所（居所）を記載するのですか？	- 8 -
Q3-i : 発明者自身が発明を公開し、その後出願を行いましたが、姓が変わっている場合は問題ないでしょうか？	- 8 -
Q3-j : 「証明する書面」に外国語で記載されているものが含まれる場合には、翻訳文を提出する必要がありますか？また、必要がある場合、提出期限はありますか？	- 8 -
3. (3) 「公開された」（新規性を喪失した）の考え方・「公開日」に関する Q & A	- 8 -
Q3-k : 発明の新規性を喪失した日（発明の公開日）とはどのような日ですか？例えば、ある発明についてアイデア商品募集に応募した場合、発明の新規性はその日に喪失してしまうのでしょうか？アイデア商品はまだ発表されていませんが、新規性喪失の例外規定の適用手続を行うべきですか？	- 8 -
Q3-l : 論文を投稿したらその時点で新規性は喪失するのですか？なお、論文が掲載される雑誌はまだ発行されていません。	- 9 -
Q3-m : ウェブサイトに掲載される学術論文に発明を公開しましたが、論文全文には雑誌の会員しかアクセスできません。そのような場合でも、発明は新規性を喪失したことになるのですか？	- 9 -
Q3-n : 一つの学会や博覧会の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？	- 9 -
3. (4) 「公開者」に関する Q & A	- 9 -

Q3-o : インターネットを通じて発明を公開した場合、公開者とは、ウェブサイトへの掲載作業を行った者ですか？	- 9 -
Q3-p : 「公開者」の中に単なる実験補助者として名を連ねたものが存在する場合、この者の住所を省略することは可能でしょうか？	- 9 -
Q3-q : 公開者が発明者と異なる場合でも、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？	- 10 -
3. (5) 「特許を受ける権利の承継について」に関するQ&A	- 10 -
Q3-r : 職務発明であって、発明者が従業員である会社が出願人である場合も、特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？	- 10 -
3. (6) 「行為時の権利者と公開者との関係等について」に関するQ&A	- 10 -
Q3-s : 公開者の中に、発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）以外の他者が含まれている場合において、行為時の権利者と他者の関係が「単なる実験補助者」のように「平成 23 年改正法対応手引き」の [3.4.2] の例のとおりの関係ではないのですが、どのような関係であれば認められるのでしょうか？	- 10 -
Q3-t : 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、「平成 23 年改正法対応手引き」の [3.4.2] の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ発明の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？	- 10 -
3. (7) 補充資料（客観的証拠資料や第三者による証明書）に関するQ&A	- 11 -
Q3-u : 「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）も提出することが必要でしょうか？	- 11 -
Q3-v : 30 条の適用を受けようとする発明について、その発明内容の詳細を示すための刊行物のコピー等も提出した方が良いでしょうか？	- 11 -
Q3-w : 証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）としてはどのようなものを提出すればよいですか？	- 11 -
Q3-x : 自社のウェブサイトに発明を公開したので、第 2 項の規定の適用を受けようと考えています。公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書を「証明する書面」（出願人による証明書）の記載を裏付けるための補充資料として提出しようと考えていますが、この場合、誰の証明書を取得すればよいのでしょうか？	- 12 -
Q3-y : セミナーで公開した発明について第 2 項の規定の適用を受けるにあたり、「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料としてセミナーの開催者による証明書を提出しようとっています。このセミナーが複数の者による共催となっているときには、その共催	

- 者全員による証明書を必要とするのでしょうか？ - 13 -
- Q3-z : 「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に客観的証拠資料も提出しようと
考えていますが、証明する書面に記載した項目のうち客観的証拠資料が用意できない
項目があります。どのように対処すればよいですか？ - 13 -
- Q3-aa : 特許出願の日から 30 日経過した後に、既に提出した「証明する書面」（出願人自
らによる証明書）に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるた
めに補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは
具体的にどのような範囲ですか？ - 13 -
4. 公開された発明が複数存在する場合 - 13 -
- Q4-a : 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場
合は、どのような手続をすれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることがで
きますか？ - 13 -
- Q4-b : 学術団体によって研究集会（学会）が開催されるにあたり、発明が掲載された予
稿集が学会発表に先立って発行され、その後、その学会において発表しました。予稿
集への掲載と学会発表のそれぞれについて発明の新規性喪失の例外規定の適用を受け
るための手續が必要ですか？ - 14 -
- Q4-c : 論文発表の後に、論文を図書館で閲覧公開することが学内で義務付けられています。
論文発表によって公開された発明について、第 2 項の規定の適用を受けるための
手續を行う予定です。ここで、図書館で閲覧公開された発明について第 2 項の規定の
適用を受けるためには、この図書館で閲覧公開された発明についても第 2 項の規定の
適用を受けるための手續が必要ですか？ - 14 -
- Q4-d : X 学会で発明 A を発表した後、X 学会とは異なる Y 学会でも発明 A についての發
表を行いました。X 学会で発表した発明について、第 2 項の規定の適用を受けるため
の手續を行う予定です。Y 学会で発表した発明について第 2 項の規定の適用を受ける
ためには、この Y 学会で発表した発明についても第 2 項の規定の適用を受けるため
の手續が必要ですか？ - 14 -
- Q4-e : 取引先 X に商品 A を販売した後、取引先 X とは異なる取引先 Y にも商品 A を販売
しました。取引先 X への販売によって公開された発明について、第 2 項の規定の適用
を受けるための手續を行う予定です。取引先 Y への販売によって公開された発明につ
いて第 2 項の規定の適用を受けるためには、この取引先 Y への販売によって公開され
た発明についても第 2 項の規定の適用を受けるための手續が必要ですか？ - 14 -
- Q4-f : 特許を受ける権利を有する者が複数の店舗に商品を納品する場合、「証明する書面」
には全ての店舗を記載することが必要ですか？ - 15 -
- Q4-g : 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数ある場合に
おいて、先の公開に係る発明については第 2 項の規定の適用を受けるための手續を行
わず、先の公開に係る発明と同一の発明であって、先の発明の公開行為と密接に関連

- する公開行為によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしました。この場合、先の公開に係る発明について、第 2 項の規定の適用を受けることはできますか? - 15 -
- Q4-h : セミナーにおいて発明を発表し、発表後に第三者がその発表した発明と同じ発明を独自に発明して特許出願し、その後に発表者が特許出願した場合でも、このセミナーで発表した発明について第 2 項の規定の適用を受ければ、発表者の出願は前記第三者がした出願により拒絶されることはないのでしょうか? - 15 -
5. 通常の特許出願以外の出願について - 15 -
- Q5-a : 国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願が第 2 項の規定の適用を受けているとき、この国内優先権主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 6 月以内でなくとも、先の出願から 1 年以内に特許出願すれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのでしょうか? - 15 -
- Q5-b : 国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願で第 2 項の規定の適用を申請していたとき、この国内優先権主張を伴う後の出願の発明者が先の出願の発明者よりも増えていても、先の出願で提出した「証明する書面」を援用することができるのでしょうか? - 16 -
- Q5-c : 国内優先権の主張を伴う後の出願をする場合において、先の出願時に第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしていないにもかかわらず、後の出願時にその手続をしたときはどのように扱われるのでしょうか? - 16 -
- Q5-d : 発明を刊行物に発表した後、6 月以内に米国において特許出願を行い、発表から 6 月経過後にその米国特許出願を基礎としたパリ条約による優先権主張を伴って日本へ特許出願を行った場合、「6 月以内にその者がした特許出願」と認められますか? ... - 16 -
- Q5-e : 新規性喪失の日から 6 月以内に、第 2 項の規定の適用を申請して日本への出願(出願 A)を行いました。その後、出願 A を優先基礎として PCT 出願(出願 B)を行い、出願 B を日本に国内移行しました。指定国としての日本において出願 B について新規性喪失の例外の適用はありますか? - 16 -
- Q5-f : 国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」を行っておらず、その後、日本に国内移行しました。そのような場合、新規性喪失の例外規定の適用は受けられないのでしょうか? - 17 -
- Q5-g : 優先権主張を伴う特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願をする場合における、第 2 項の規定の適用を受けるための手続について教えてください。 - 17 -
6. 発明が意に反して公開された場合(第 1 項) - 17 -
- Q6-a : 意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第 1 項の適用を受けるためには、特許法第 30 条適用にあたって何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしようか? - 17 -
- Q6-b : 意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか? - 18 -

Q6-c : 「意に反して」公開された発明である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと
考えています。何を記載したらよいでしょうか? - 18 -

1. 平成 23 年改正の発明の新規性喪失の例外規定について

1. (1) 発明の新規性喪失の例外規定及び「平成 23 年改正法対応手引き」全般に関する Q & A

Q1-a : 「平成 23 年改正法対応手引き」を公表した理由は何ですか？

A : 平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって発明の新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大されたことに伴い、この改正後の特許法第 30 条の適用を受けるための出願人の手引きを公表することとしました。

Q1-b : 「平成 23 年改正法対応手引き」は、平成 22 年 3 月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」と主にどのような点で異なるのですか？

A : (「平成 23 年改正法対応手引き」の[3. 1]参照)

Q1-c : 平成 23 年の特許法第 30 条の改正によって、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象が拡大されたとのことですですが、具体的にはどのようなものが新たに対象となったのですか？

A : (「平成 23 年改正法対応手引き」の[1.]参照)

1. (2) 「平成 23 年改正法対応手引き」公表前の運用に関する Q & A

Q1-d : 「平成 23 年改正法対応手引き」の公表前に認められていた従来からの証明書は、今後も「証明する書面」として認められるのですか？

A : 認められます。

平成 23 年の特許法第 30 条の改正により、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象は拡大されましたが、同規定の適用を受けるための手続要件はそれ以前と変わりません。

したがって、従来認められていた証明書は、改正後も「証明する書面」として認められます。

ただし、平成 23 年の法律改正によって新規性喪失の例外規定の適用を受けるための根拠条項が、第 1 項又は第 3 項から、第 2 項に変更されていますので、改正後の特許法第 30 条が適用対象となる出願について新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする場合において、従来からの証明書の記載例に従って「証明する書面」を作成しようとするときには、適用条項にご注意ください。

Q1-e : 書面 B (客観的証拠資料や第三者の証明書) のみで発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？

A : 「平成 23 年改正法対応手引き」では、原則として、書面 A (出願人による証明書) の提出を求めていますが、書面 B (客観的証拠資料や第三者の証明書) のみで十分な証明と判断できるケースもあり得ます。しかしながら、特許出願の日から 30 日経過後に書面 A (出願人による証明書) を提出することは認められないため、書面 B のみを提出した場合であって、特許を受ける権利の承継等の事実が認められなかつたときには、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられなくなる可能性があります。そのため、第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行う際には、「証明する書面」として書面 A を提出することをお勧めします。

Q1-f : 平成 23 年改正後の特許法第 30 条の適用対象とはならない特許出願について、改正前の特許法第 30 条第 1 項（又は第 3 項）の規定の適用を申請しました。平成 22 年 3 月に改訂された「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」に記載の一定の書式に従って、出願日から 30 日以内に書面 A（出願人による証明書）を提出しましたが、書面 B（客観的資料や第三者の証明書等）は出願日から 30 日以内に提出しませんでした。出願日から 30 日経過した後でも書面 B（客観的証拠資料や第三者の証明書）を提出することはできますか？

A : 意見書や上申書等を通じて提出することができます。

（「平成 23 年改正法対応手引き」の[3.1]の「(改正前の第 30 条適用出願の「証明する書面」の取扱い)」参照）

1. (3) 適用対象についての Q & A

Q1-g : 特許公報等（特許公報、実用新案登録公報、意匠登録公報、商標登録公報等）に掲載された発明は発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A : 受けることができません。

内外国特許庁・国際機関により発行された公報に掲載された発明は、第 2 項で適用対象から除外されています。

Q1-h : 発明を刊行物に発表したものの公開者名が掲載されなかった場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A : 受けることができます。

ただし、「証明する書面」において、発明者又は発明者から特許を受ける権利を承継した者の行為に起因して発明が刊行物に掲載されたことを証明する必要があります。この点、例えば出願人自らによる証明書と一緒に刊行物の発行所による証明書等を提出するなどして、証明力を高めることができます。

Q1-i : 発明が海外のテレビで放送された場合は、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？

A : 受けることができます。

ただし、時差がある場合は日本時間に換算されますので、日本時間で公開された日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

Q1-j : 海外における発明の新規性喪失の例外に関する取扱いについて教えてください。

A : 平成 26 年 3 月現在、日本以外の主要国・地域（米欧中韓）における新規性喪失の例外に関する取扱いは以下のとおりです。（なお、詳細については、各国の産業財産権関係法令を参照してください。）

	対象となる公開態様	猶予期間	基準日	関連条文
米国	・発明者等による公開（公開態様を問わない） ・発明者等による公開後の第三者等による開示	12月	有効出願日 (※1)	米国特許法 102 条(b) (1)
欧州	・出願人等による国際博覧会への出品 ・出願人等に対する明らかな濫用（※2）	6月	出願日	欧州特許条約 55 条
中国	・出願人等による国際博覧会への出品 ・出願人等による規定の学術会議等での発表 ・他者による出願人の同意を得ない漏洩	6月	出願日又は優先日	中国專利法 24 条、中国專利法実施細則 11 条
韓国	・出願人等による公開（公開態様を問わない） ・出願人等の意に反する公開	12月	出願日	韓国特許法 30 条

※1 有効出願日とは、パリ条約上の優先権を主張している場合には、その請求項に係る発明に関して優先権の基礎とできる最先の出願の出願日を指し、継続出願や分割出願等の場合には、その請求項に係る発明に関して出願日の遡及効を得ることができる最先の出願の出願日を指し、それ以外の場合には、実際の出願日を指します。

※2 明らかな濫用とは、例えば、権利者の意に反する公開などを指します。詳細は欧州審査便覧 Part G, Chapter V - Non-prejudicial disclosures を参照してください。

2. 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続的要件

2. (1) 手続的要件全般に関するQ & A

Q2-a : 第 2 項の規定の適用を受けるにあたって、「平成 23 年改正法対応手引き」どおりに手続を行わなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか？

A : 第 2 項の規定の適用を受けるための手続的要件（「平成 23 年改正法対応手引き」の[2.] の(a)～(c)参照）が満たされない場合、又は、「発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすこと」の証明が十分になされない場合には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができません。そのような場合、実体審査において、発明の新規性喪失の例外規定の適用を認めずに審査が進められることになります。

「平成 23 年改正法対応手引き」で記載を求めている事項のうち、一部の事項が「証明する

書面」に記載されていなくても、審査官が証明書全体を総合的に判断した結果、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことが証明されたと判断されれば、適用が認められる可能性はありますが、どの事項ならばなくてもよい、ということは一律に定まるものではなく、事案次第となりますので、「平成 23 年改正法対応手引き」に沿って証明書を作成されることをお勧めします。(なお、「平成 23 年改正法対応手引き」の[3.1]に記載されるように、「証明する書面」については、その内容、形式いずれも決まったものはありませんので、「平成 23 年改正法対応手引き」記載の例以外の書式の証明書を提出することができますが、一定の証明力があると認められるためには、「平成 23 年改正法対応手引き」に示したものと同程度の内容の記載が必要です。)

Q2-b : 一の公開について複数の特許出願で発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできますか？

A : 受けることができます。

一の公開について、複数の特許出願で発明の新規性喪失の例外規定の適用を申請することができます。その際、「証明する書面」の内容が同一であるときは、いずれかの特許出願に際してその「証明する書面」を提出すれば、他の特許出願に際しては、その提出した旨を申し出ることにより、その「証明する書面」の援用が認められ提出を省略することができます。これは、同時に複数の特許出願を行う場合でも、複数の日に渡って複数の特許出願を行う場合でも認められます(特許法施行規則第 10 条第 1 項及び第 2 項、特許法施行規則様式第 4 の備考 4 参照)。

他の手続において「証明する書面」の援用をする場合の様式第 34 の記載例

【書類名】 新規性の喪失の例外証明書提出書
【提出日】 平成〇年〇月〇日
【あて先】 特許庁長官殿
【事件の表示】
【出願番号】 ·····
【提出者】
【識別番号】 ·····
【住所又は居所】 ·····
【氏名又は名称】 ·····
【代理人】
【識別番号】 ·····
【住所又は居所】 ·····
【氏名又は名称】 ·····
【刊行物等】 ·····
【提出物件の目録】
【物件名】 発明の新規性の喪失の例外の規定の適用
を受けるための証明書 1
【援用の表示】 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

様式第 4 の〔備考〕 4 (抜粋)

第 10 条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第 1 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を、同条第 2 項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示(特許権に係るものにあっては、特許番号、書類名及びその提出日)を記載する。(以下省略)

Q2-c : 「証明する書面」はオンライン手続で提出できますか？

A : 「証明する書面」は書面で提出する必要があります。「新規性の喪失の例外証明書提出書」に「証明する書面」を添付して、書面にて提出してください。

2. (2) 「権利者の行為に起因して公開された発明の公開日から 6 月以内に特許出願すること」(「平成 23 年改正法対応手引き」の 2. の(a)) に関する Q & A

Q2-d : 発明の公開の日は証明できないのですが、公開の月なら証明できる場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A : 公開の日はその公開月の初日と推定されますので、公開月の初日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

Q2-e : 発明が複数日にわたって放送されたテレビ番組で公開されたものの、いずれの日に放送されたか不明である場合は、いつから 6 月以内に特許出願をすれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A : 発明の公開の日は番組の放送初日と推定されますので、その初日から 6 月以内に特許出願を行ってください。

Q2-f : ある発明について特許出願を考えていたのですが、発明を公開した刊行物の奥付に記載されている発行日から 6 月が経過してしまいました。しかしながら、発行所に確認したところ、実際に刊行物が発行された日は、奥付に記載されている発行日より後だったとのことです。現在、実際の発行日からであれば 6 月以内なのですが、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられるでしょうか？

A : 受けることができます。

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、刊行物に発明を公開した日から 6 月以内に特許出願を行えば良いので、「証明する書面」には「刊行物が実際に発行された日（頒布日）」を奥付に記載されている発行日と共に記載してください（記載例：『①頒布日 平成 23 年 10 月 31 日（発行日 平成 23 年 10 月 23 日）』）。

なおこの場合、審査官に、「証明する書面」に記載された頒布日が事実であると認められる程度の証明がなされていないと判断され、発明の新規性喪失の例外規定の適用が認められず、刊行物に公開した発明を根拠として特許出願に係る発明の新規性や進歩性を否定する拒絶理由が通知される可能性がありますので、実際の発行日を証明するために第三者（発行所）による証明書を、「証明する書面」と同時に、もしくは審査が着手される前までに上申書等を通じて提出し、「証明する書面」の証明力を高めておくことが望ましいと考えられます。

なお、第三者による証明書の内容や形式については [Q3-w], [Q3-x] もご参照ください。

2. (3) 「特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出すること」(「平成 23 年改正法対応手引き 2. の(b)」) に関する Q & A

Q2-g : 特許出願時に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を願書の特記事項に記載しませんでしたが、特記事項の補正により追加は可能でしょうか？

A : 願書の特記事項の欄への、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載

は、特許出願の時になされている必要があります（第3項、特許法施行規則第27条の4、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条）。

したがって、願書の特記事項の補正により、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載を追加することはできません。

なお、願書の特記事項に「第2項」と記載すべきところを誤って「第1項」又は「第3項」と記載したような場合は、誤記であることが明らかですので、その項の番号を補正することができます。

Q2-h : 発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける予定で願書の特記事項にその旨記載しましたが、実は出願時に発明がまだ公開されていなかったことに後で気づきました。特記事項の記載を削除することはできるでしょうか？また、特記事項の記載が削除できない場合の不利益はありますか？

A：願書の特記事項の記載を削除することはできませんが、その記載が削除できないことによる不利益は通常はないと考えられます。特記事項に発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨の記載があったとしても、特許出願の日から30日以内に「証明する書面」を提出しなければ、公開公報等にはその旨は掲載されません。

2. (4) 「特許出願の日から30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用の要件を満たすことを証明する書面を提出すること」（「平成23年改正法対応手引き」の2.の(c)）に関するQ & A

Q2-i : 提出済みの「証明する書面」に一部誤りがあることがわかったため、「証明する書面」を補正したいのですが、補正できますか？

A：特許出願の日から30日以内であれば、証明する書面を再度提出することができます。

特許出願の日から30日を過ぎた後は、新規性喪失の例外証明書提出書については、明らかな誤記についてであれば特許法第17条第1項に基づく手続の補正が可能ですが、新規性喪失の例外証明書提出書に添付した証明書は、補正をすることはできません。

なお、特許出願の日から30日を過ぎた後でも、意見書又は上申書等を通じて、新規性喪失の例外証明書提出書に添付した証明書における誤りについて説明をすることが可能です。

Q2-j : 「証明する書面」を特許出願の日から30日経過後に提出したらどのように扱われるのでしょうか？

A：第3項に法定される手続的要件を満たさないことになりますので、「証明する書面」の提出手続が却下されることになります。

Q2-k : 「証明する書面」の提出がその期限に間に合わない場合、上申書等により提出時期を延長してもらうことはできますか？

A：「証明する書面」の提出時期は第3項に法定されたものですので、延長は認められません。

Q2-1 : 添付する「証明する書面」が複数ある場合、新規性の喪失の例外証明書提出書の【物件名】の欄はどのように記載すればよいでしょうか？

A : 例えば、3通の「証明する書面」を添付するのであれば、「【物件名】発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書 3」と記載してください。

3. 第3項に規定された「証明する書面」について

3. (1) 「証明する書面」全般に関するQ & A

Q3-a : 「証明する書面」についての考え方が、平成22年3月改訂の「発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための出願人の手引き」における考え方から、「平成23年改正法対応手引き」における考え方方に変更された理由は何ですか？

A : (「平成23年改正法対応手引き」の[3.1]参照)

Q3-b : 「証明する書面」等の記載内容が「平成23年改正法対応手引き」に沿っているか事前に確認してもらうことは可能でしょうか？

A : 発明の新規性喪失の例外規定の適用要件を満たすか否かの実体的判断は、審査官による実体審査において、提出された証明書の記載内容等を踏まえて総合的に行われるものです。「証明する書面」等の記載内容が「平成23年改正法対応手引き」に沿っているかといった、実体審査での判断と同等の判断を事前に行うことはできません。

3. (2) 「証明する書面」の作成に関するQ & A

Q3-c : 公開態様が「平成23年改正法対応手引き」のいずれの記載例にも該当しない場合、「証明する書面」はどのように作成すればよいでしょうか？

A : 「平成23年改正法対応手引き」の各記載例は例示にすぎません。「証明する書面」については、「公開の事実」欄と「特許を受ける権利の承継等の事実」欄を事実に即して記載すれば問題ありませんので、最も適した記載例を適宜変更してください ([Q2-a]参照)。

Q3-d : 出願人が法人の場合、「証明する書面」に押す印鑑は誰の印鑑とするべきでしょうか？

A : 法人名の印又は法人を代表する者の名前の印としてください。
(「平成23年改正法対応手引き」の[3.2]参照)

Q3-e : 出願人が在外者の場合、「証明する書面」への記名押印に代えて署名（サイン）をしてもよいでしょうか？

A : 署名（サイン）でも問題ありません。出願人が国内居住者の場合も同様です。

Q3-f : 「証明する書面」は、記名押印又は署名（サイン）をした原本ではなく、そのコピーの提出でも認められますか？

A : 認められません。

Q3-g : 「証明する書面」が複数枚にわたる場合、両面印刷したものと提出しても問題ないでしょうか？

A : 問題ありません。両面印刷したものに記名押印又は署名（サイン）をしてください。

Q3-h : 「証明する書面」において、公開された発明の発明者、発明の公開の原因となる行為時又は公開時の特許を受ける権利を有する者、特許出願人及び公開者の住所（居所）を記載する場合は、いつの時点の住所（居所）を記載するのですか？

A : 証明書では本人を特定できることが必要ですので、証明書作成時の住所又は居所を記載してください。

Q3-i : 発明者自身が発明を公開し、その後出願を行いましたが、姓が変わっている場合は問題ないでしょうか？

A : 姓が変わっているが同一人である旨を事実に即して記載してください。

Q3-j : 「証明する書面」に外国語で記載されているものが含まれる場合には、翻訳文を提出する必要がありますか？また、必要がある場合、提出期限はありますか？

A : （「平成 23 年改正法対応手引き」の[3.2]参照）

3. (3) 「公開された」（新規性を喪失した）の考え方・「公開日」に関する Q & A

Q3-k : 発明の新規性を喪失した日（発明の公開日）とはどのような日ですか？例えば、ある発明についてアイデア商品募集に応募した場合、発明の新規性はその日に喪失してしまうのでしょうか？アイデア商品はまだ発表されていませんが、新規性喪失の例外規定の適用手続を行うべきですか？

A : 発明が特許法第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至った日が、発明の新規性を喪失した日となります。すなわち、特許出願前に発明が公然と知られたり、発明が記載された刊行物が頒布されたりすれば、発明が新規なものではなくなりますので、その日が「発明の新規性を喪失した日」ということになります。一般的に、アイデア商品募集に応募した時点では、受け付けられても不特定の者が見られる状態に置かれるものではありませんので、通常は、その応募により発明が公然知られたものとは認められず、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要はありません。

特許法第 29 条第 1 項各号についての詳細は、特許・実用新案審査基準第 III 部第 2 章第 3 節 新規性・進歩性の審査の進め方 の「3. 引用発明の認定」をご参考ください。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm

Q3-l : 論文を投稿したらその時点で新規性は喪失するのですか？なお、論文が掲載される雑誌はまだ発行されていません。

A : [Q3-k]にあるように、発明が特許法第29条第1項各号のいずれかに該当するに至ったのでなければ、新規性は喪失していません。一般的に、論文を投稿した時点では、受け付けられても不特定の者に秘密でないものとして投稿内容が知られる状態に置かれるものではありませんので、通常は、その投稿により発明が公然知られたものとは認められず、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要はありません。

Q3-m : ウェブサイトに掲載される学術論文に発明を公開しましたが、論文全文には雑誌の会員しかアクセスできません。そのような場合でも、発明は新規性を喪失したことになるのですか？

A : 特許・実用新案審査ハンドブック第III部第2章 新規性・進歩性の「3207 ウェブページ等へのアクセスにパスワードが必要である、又はアクセスが有料である場合であっても、そのウェブページ等に掲載されている事項が公衆に利用可能である場合」に記載されるように、ウェブページ等へのアクセスにパスワードが必要であったり、アクセスが有料であったりする場合でも、以下の(i)及び(ii)の双方を満たす場合は、公衆に利用可能となったといえます。

- (i) ウェブページ等に掲載されている事項の存在及び存在場所を公衆が知ることができたこと。
- (ii) 不特定の者が当該事項にアクセス可能であったこと。

したがって、会員しかアクセスできないウェブサイトに公開された発明も、新規性を喪失したことになりますので、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受ける必要があります。

・特許・実用新案審査ハンドブック

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/handbook_shinsa.htm

Q3-n : 一つの学会や博覧会の開催が数日にわたる場合、「証明する書面」の公開日はどのように記載すればよいでしょうか？

A : 実際に発明を公開した日付を記載してください。括弧書きで開催期間を追記しても問題ありません。

3. (4) 「公開者」に関するQ & A

Q3-o : インターネットを通じて発明を公開した場合、公開者とは、ウェブサイトへの掲載作業を行った者ですか？

A : 発明の公開者ですので、単に掲載作業を行っただけの者ではなく、例えばその発明をウェブサイトに掲載するための記事等を執筆した者を意味します。

Q3-p : 「公開者」の中に単なる実験補助者として名を連ねたものが存在する場合、この者の住所を省略することは可能でしょうか？

A : 単なる実験補助者であっても「公開者」である以上、本人を特定できるよう住所（居所）を記載してください。

Q3-q : 公開者が発明者と異なる場合でも、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか？

A : 受けることができます。

「証明する書面」の「公開の事実」欄と「特許を受ける権利の承継等の事実」欄を事実に則して記載してください。「発明の公開日から 6 月以内に特許出願をしたこと」と「権利者の行為に起因して発明が公開され、権利者が特許出願をしたこと」の二つの要件が満たされることを証明すれば、第 2 項の規定の適用が認められます。

3. (5) 「特許を受ける権利の承継について」に関するQ & A

Q3-r : 職務発明であって、発明者が従業員である会社が出願人である場合も、特許を受ける権利の承継の事実を記載する必要がありますか？

A : 職務発明であっても、その旨を権利の承継の事実として記載してください。

従業員（従業者等）と会社（使用者等）との間には、いわゆる予約承継（特許法第 35 条 2 項）の契約により、特許を受ける権利が発明の直後に使用者に譲渡される場合があります。その場合の記載要領については、平成 23 年改正法対応手引きの【記載例 6】の 2. ⑤等を参照してください。

3. (6) 「行為時の権利者と公開者との関係等について」に関するQ & A

Q3-s : 公開者の中に、発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）以外の他者が含まれている場合において、行為時の権利者と他者の関係が「単なる実験補助者」のように「平成 23 年改正法対応手引き」の [3. 4. 2] の例のとおりの関係ではないのですが、どのような関係であれば認められるのでしょうか？

A : 「単なる実験協力者」は一例にすぎません。行為時の権利者と公開者との関係については、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開者が発明を公開したと認められるように事実に即して記載すれば問題ありません。

具体的にどのような関係であれば認められるのかは事例ごとに異なりますので一概に回答できません。

Q3-t : 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）と公開者との関係等について、「平成 23 年改正法対応手引き」の [3. 4. 2] の記載例のように記載できないのですが、これらのように記載しなければ発明の新規性喪失の例外規定の適用は認められないのでしょうか？

A : 「平成 23 年改正法対応手引き」の各記載例は例示にすぎません。特許を受ける権利の承継の事実について、事実に即して記載すれば問題ありません。

3. (7) 補充資料（客観的証拠資料や第三者による証明書）に関するQ & A

Q3-u：「証明する書面」（出願人による証明書）と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）も提出することが必要でしょうか？

A：「証明する書面」としては、「平成23年改正法対応手引き」に記載の一定の書式に従った出願人自らによる証明書が作成され、特許出願の日から30日以内に提出されていれば、証明事項について一定の証明力があるものと認められますので、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料を添付することは必須ではありません。

（「平成23年改正法対応手引き」の[3.1]参照）

Q3-v：30条の適用を受けようとする発明について、その発明内容の詳細を示すための刊行物のコピー等も出した方が良いでしょうか？

A：「証明する書面」に、証明する対象を特定し得る程度に発明内容を記載すれば、刊行物のコピー等は必ずしも提出する必要はありません。

Q3-w：証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料（客観的資料や第三者の証明書等）としてはどのようなものを提出すればよいですか？

A：証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための資料としては、例えば以下のようなものが挙げられます。

<公開態様ごとの補充資料の例>

- ・試験の実施：立会人等による証明書
- ・刊行物への発表：奥付ページ、目次ページ、発明が実際に記載された最初のページ等のコピー
- ・電気通信回線を通じて公開：ウェブサイトのプリントアウト
- ・集会での発表：開催案内や発表プログラム冊子のコピー、主催者による証明書
- ・展示により公開：博覧会の開催案内やプログラム、出品物のカタログ・パンフレット、出品ブースで出品物が展示されていたことがわかる写真等のコピー、主催者による証明書
- ・販売により公開：商品のチラシ、販売場所で商品が販売されていたことがわかる写真等のコピー
- ・記者会見により公開：プレスリリースのコピー
- ・テレビ放送により公開：番組案内が掲載された放送局のウェブサイトのプリントアウト、放送局による証明書

<具体的な補充資料の例>

学会での発表により公開された場合の記載例

証明書

別添文書に記載されている内容「……」は、下記のとおり当大学の主催する□□論文発表会（平成〇年〇月〇日）において、文書をもって発表されたことを証明する。

記

1. 開催日 平成〇年〇月〇日
2. 研究集会 □□論文発表会
○○大学××号講義室
3. 公開者 特許 太郎
4. 公開された発明の内容

平成〇年×月×日
東京都△△区×× ○一〇一〇
○○大学学長
△△ □□印

博覧会での展示により公開された場合の記載例

証明書

別紙添付の「」は、平成〇年〇月〇日に大阪市・・・にて開設された第△△回〇〇〇〇展において×××が出品したものであることに相違ないことを証明致します。

平成〇年〇月〇日
大阪市〇〇区△△
(社)〇〇協会
△△ □□印

Q3-x：自社のウェブサイトに発明を公開したので、第2項の規定の適用を受けようと考えています。公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書を「証明する書面」（出願人による証明書）の記載を裏付けるための補充資料として提出しようと考えていますが、この場合、誰の証明書を取得すればよいのでしょうか？

A：会社の代表取締役が望ましいといえますが、ウェブサイトの掲載に対して責任を有する担当部署を代表する者でも構いません。

公開した情報に関して掲載、保全等に権限又は責任を有する者による証明書の記載例

証明書

別紙添付のウェブサイトのプリントアウトは、平成〇年〇月〇日に特許株式会社がインターネットアドレス「<http://www.· · · ·>」にて掲載したものであることに相違ないことを証明致します。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地
特許株式会社
代表取締役社長
特許 太郎 印

Q3-y : セミナーで公開した発明について第 2 項の規定の適用を受けるにあたり、「証明する書面」(出願人による証明書)と一緒に、証明する書面に記載した事項が事実であることを裏付けるための補充資料としてセミナーの開催者による証明書を提出しようと考えています。このセミナーが複数の者による共催となっているときには、その共催者全員による証明書を必要とするのでしょうか?

A : 共催者の中のいずれか一者による証明がなされれば十分です。

Q3-z : 「証明する書面」(出願人による証明書)と一緒に客観的証拠資料も提出しようと考えていますが、証明する書面に記載した項目のうち客観的証拠資料が用意できない項目があります。どのように対処すればよいですか?

A : 出願人による証明書に記載した項目のうち客観的証拠資料が用意できない項目がある場合であっても、出願人による証明書と用意することができた客観的証拠資料とを総合的に判断した結果、公開された発明が、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができる発明であることが証明されたと判断されれば、第 2 項の規定の適用が認められます。

他方、第三者による証明書により、客観的証拠資料では足りない項目の証明を補うこともできます(例えば、刊行物に発表した場合で、刊行物の奥付等に発行日が記載されていない場合や、刊行物の奥付等に実際の発行日とは異なる日が記載されている場合([[Q2-f](#)]参照)、発行所等に刊行物の発行日を証明する書類を作成してもらい、それを提出することができます。)。

なお、第三者による証明書の内容や形式については[[Q3-w](#)]、[[Q3-x](#)]をご参照ください。

Q3-aa : 特許出願の日から 30 日経過した後に、既に提出した「証明する書面」(出願人自らによる証明書)に記載した事項の範囲内で、それらが事実であることを裏付けるために補充資料を提出しようと考えています。この場合「記載した事項の範囲内」とは具体的にどのような範囲ですか?

A : 「証明する書面」に記載した事実を変更しない範囲です。例えば、「証明する書面」において概要のみを記載していた発明について、より詳細な構成が記載された補充資料を提出することは認められます。

一方、「証明する書面」において当初記載していた事実を変更したり、その書面において当初記載していた事実とは別の新たな事実を追加する補充資料を提出することは認められません。例えば、「証明する書面」には 4 月 1 日に発明 A を X 学会において発表した事実しか記載していない場合に、出願から 30 日を経過した後で、5 月 1 日に発明 A を博覧会に出品したことを見証する資料を補充資料として提出することはできません。

4. 公開された発明が複数存在する場合

Q4-a : 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合は、どのような手続をすれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができますか?

A : (「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]参照)

Q4-b : 学術団体によって研究集会（学会）が開催されるにあたり、発明が掲載された予稿集が学会発表に先立って発行され、その後、その学会において発表しました。予稿集への掲載と学会発表のそれぞれについて発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A : 予稿集に掲載された内容よりも詳細な内容で学会発表を行った場合には、学会発表によって公開された発明は、予稿集に掲載された発明と同一とみなすことができない場合が多いと考えられます。学会発表によって公開された発明が予稿集に掲載された発明と同一とみなせない可能性があるときには、予稿集に掲載された発明と学会発表によって公開された発明のそれについて第2項の規定の適用を受けるための手続を行うことをお勧めします。（「平成23年改正法対応手引き」の[4.]参照）

Q4-c : 論文発表の後に、論文を図書館で閲覧公開することが学内で義務付けられています。論文発表によって公開された発明について、第2項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。ここで、図書館で閲覧公開された発明について第2項の規定の適用を受けるためには、この図書館で閲覧公開された発明についても第2項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A : 必須ではありません。

この場合の図書館で閲覧公開された発明は、「平成23年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たしています。したがって、論文発表によって公開された発明について第2項の規定の適用を受けるための手続を行っていれば、図書館で閲覧公開された発明については「証明する書面」の提出を省略することができます。

Q4-d : X学会で発明Aを発表した後、X学会とは異なるY学会でも発明Aについての発表を行いました。X学会で発表した発明について、第2項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。Y学会で発表した発明について第2項の規定の適用を受けるためには、このY学会で発表した発明についても第2項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A : 必要です。

Y学会で発表した発明は、「平成23年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たす発明に該当しません。

Q4-e : 取引先Xに商品Aを販売した後、取引先Xとは異なる取引先Yにも商品Aを販売しました。取引先Xへの販売によって公開された発明について、第2項の規定の適用を受けるための手続を行う予定です。取引先Yへの販売によって公開された発明について第2項の規定の適用を受けるためには、この取引先Yへの販売によって公開された発明についても第2項の規定の適用を受けるための手続が必要ですか？

A : 必要です。

取引先Yへの販売によって公開された発明は、「平成23年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たす発明に該当しません。

Q4-f : 特許を受ける権利を有する者が複数の店舗に商品を納品する場合、「証明する書面」には全ての店舗を記載することが必要ですか？

A : 必要です。

一部の店舗のみを記載しても、記載のなかった店舗への納品によって公開された発明は、「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]に記載の条件を満たす発明に該当しません。店舗が多数存在し、その全てを「証明する書面」に記載できない場合、「証明する書面」には別紙参照の旨を記載し、店舗の一覧表などを添付することも可能です。

Q4-g : 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公開された発明が複数ある場合において、先の公開に係る発明については第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行わず、先の公開に係る発明と同一の発明であって、先の発明の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明について第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしました。この場合、先の公開に係る発明について、第 2 項の規定の適用を受けることはできますか？

A : できません。先の公開に係る発明について手続を行う必要があります。

（「平成 23 年改正法対応手引き」の[4.]参照）

Q4-h : セミナーにおいて発明を発表し、発表後に第三者がその発表した発明と同じ発明を独自に発明して特許出願し、その後に発表者が特許出願した場合でも、このセミナーで発表した発明について第 2 項の規定の適用を受ければ、発表者の出願は前記第三者がした出願により拒絶されることはないのでしょうか？

A : 拒絶される可能性があります。

第 2 項の規定の適用を受けても、出願日は遡りません。特許を受ける権利を有する者が出願をする前に、第三者が独自に発明して特許出願した場合、前記特許を受ける権利を有する者がした出願は、前記第三者がした出願に基づいて拒絶される可能性があります。確実に権利を確保するためには、できるだけ早く出願することが望ましいといえます。

5. 通常の特許出願以外の出願について

Q5-a : 国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願が第 2 項の規定の適用を受けているとき、この国内優先権主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点から 6 月以内でなくとも、先の出願から 1 年以内に特許出願すれば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるのでしょうか？

A : 受けることができます（特許法第 41 条第 2 項）。

なお、第 3 項に規定された第 2 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面については、先の出願時に提出していても、国内優先権主張を伴う後の出願を行う際に、あらためて提出する必要があります。一方、同項に規定された「証明する書面」については、先の出願において提出されていて内容に変更がないものについては、後の出願時にその旨を願書に表示して、提出を省略することができます。

(パリ条約による優先権主張を伴う出願については「平成 23 年改正法対応手引き」の[5.1]の(2)参照)

Q5-b : 国内優先権主張を伴う出願をする場合に、先の出願で第 2 項の規定の適用を申請していたとき、この国内優先権主張を伴う後の出願の発明者が先の出願の発明者より増えていても、先の出願で提出した「証明する書面」を援用することができるのでしょうか？

A : 援用することができます。

国内優先権主張を伴う出願をする場合において、先の出願について第 2 項の規定の適用の申請がされているときは、発明者が先の出願より増えていても、先の出願について提出した第 3 項に規定の「証明する書面」を援用することは可能です。これは、日本への出願を優先基礎として PCT 出願を行い、当該 PCT 出願を日本に国内移行する場合であって、先の日本への出願が第 2 項の規定の適用を申請しているときでも同様です。

ただし、先の出願について提出した「証明する書面」を援用するには、(1) 先の出願について提出した「証明する書面」から内容に変更がないこと、及び、(2) この「証明する書面」を援用する旨を後の出願の願書（PCT 出願を日本に国内移行する場合にあっては、新規性喪失の例外適用申請書（特許法施行規則様式第 54 の 2））に表示することが必要となります。

Q5-c : 国内優先権の主張を伴う後の出願をする場合において、先の出願時に第 2 項の規定の適用を受けるための手続をしていないにもかかわらず、後の出願時にその手続をしたときはどのように扱われるのでしょうか？

A : 新規性を喪失した日から 6 ヶ月以内に後の出願をする場合は、後の出願時に第 2 項の規定の適用を受けるための手続を行えば発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。これに対し、新規性を喪失した日から 6 ヶ月経過後に後の出願をする場合は、新規性喪失の例外の適用を受けることはできません。（「平成 23 年改正法対応手引き」の[5.1]の(1)参照）

Q5-d : 発明を刊行物に発表した後、6 月以内に米国において特許出願を行い、発表から 6 月経過後にその米国特許出願を基礎としたパリ条約による優先権主張を伴って日本へ特許出願を行った場合、「6 月以内にその者がした特許出願」と認められますか？

A : 認められません。

発表後 6 月以内に日本へ出願されない限り発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることはできません。（「平成 23 年改正法対応手引き」の[5.1]の(2)参照）

Q5-e : 新規性喪失の日から 6 月以内に、第 2 項の規定の適用を申請して日本への出願（出願 A）を行いました。その後、出願 A を優先基礎として PCT 出願（出願 B）を行い、出願 B を日本に国内移行しました。指定国としての日本において出願 B について新規性喪失の例外の適用はありますか？

A : 指定国としての日本において、出願 B の出願 A に対する優先権は、国内優先権として扱われます。したがって、[Q5-a] と同様に、出願 B について第 2 項の規定の適用を受けることは

可能です。この場合、出願Bのように、PCT出願を国内移行した案件については、国内処理基準時（※）の属する日後30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び「証明する書面」を提出することが必要です（特許法184条の14）。

（※）国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）

Q5-f：国際段階において「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」を行っておらず、その後、日本に国内移行しました。そのような場合、新規性喪失の例外規定の適用は受けられないのでしょうか？

A：国内処理基準時の属する日後30日以内に必要な書面を提出すれば、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。

なお、指定国としての日本を対象としてなされている場合に、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」があることによって、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の省略が可能です。

Q5-g：優先権主張を伴う特許協力条約（PCT）に基づく国際出願をする場合における、第2項の規定の適用を受けるための手続について教えてください。

A：原則として発明の公開日から6月以内に国際出願を行い（※1）、国内処理基準時（※2）の属する日後30日以内に、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面（国際段階において、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」（PCT規則4.17(v)、26の3.1）が指定国としての日本国を対象としてなされている場合には省略できます）及び「証明する書面」を提出する必要があります（「平成23年改正法対応手引き」の[5.3]参照）。

（※1）発明の公開日から6月以内に日本になされた出願（先の出願）を基礎とする優先権主張を伴う国際出願の場合には、この先の出願の際に手続（「平成23年改正法対応手引き」の[2.]の(a)～(c)）を行っていれば、その国際出願の出願日が発明の公開日から6月を経過した後であっても第2項の規定の適用を受けることが可能です。ただしこの場合、欧州など、猶予期間の基準日が優先日でない国又は地域（[Q1-j]参照）において、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けられなくなります。

（※2）国内書面提出期間が満了する時（国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時）

6. 発明が意に反して公開された場合（第1項）

Q6-a：意に反して公開されたという事情を出願前に知っています。第1項の適用を受けるために特許法第30条適用にあたって何ら手続をすることなく出願しても問題ないでしょうか？

A：意に反して新規性を喪失した日から6月以内に特許出願が行われていれば問題ありません。この場合、特許出願の際の新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする旨を記載した書面及び特許出願から30日以内の「証明する書面」の提出は必要ありませんが、意に反して公開に

された旨を意見書や上申書等を通じて説明してください。

なお、意に反して公開された事実を知っている場合（特許等に関する公報に掲載された場合を除く）には、特許出願をする際に「平成 23 年改正法対応手引き」の[2.]の(a)～(c)の手続を行って第 2 項の規定の適用を受けることもできます。

Q6-b：意に反して公開されたといえる具体例には何がありますか？

A：特許を受ける権利を有する者（権利者）と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開した場合、公開者の脅迫又はスパイ行為等によって公開された場合、ある日時までは公開しない旨約束していたにもかかわらず、その日時前に公開された場合等が挙げられます。

Q6-c：「意に反して」公開された発明である旨を意見書や上申書等を通じて説明しようと考えています。何を記載したらよいでしょうか？

A：（1）発明が公開された日から 6 月以内に特許出願をしていること、及び、（2）特許を受ける権利を有する者（権利者）の意に反して発明が公開されたことについて証明してください。

（2）の証明については、例えば、権利者と公開者との間に秘密保持に関する契約があったにもかかわらず公開者が公開したという場合には、契約書のコピーを提出するなどして、権利者と公開者との間にその発明を秘密にするという契約があったことを証明することが考えられます。